

資 料

外国民事訴訟法研究（54）

外国民事訴訟法研究会
（代表者 加藤 哲夫）

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔11〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平
中本香織

監訳・試訳 加藤甲斐斗 崔 廷任 高田 明
向山純子 我妻純子

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔11〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平
中本香織
監訳・試訳 加藤甲斐斗 崔 廷任 高田 明
向山純子 我妻純子

第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1010条まで・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2008条・同50巻1号；第2009条～第2020条・同50巻2号）

第Ⅲ章 諮求権，並びに，債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）（第3001条～第3011条・同50巻3号；第3012条～第3022条・同51巻1号）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）（同51巻2号）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）（同51巻3号）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）（同52巻1号）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）（第7001条～第7012条・同52巻3号；第7013条～第7021条・53巻1号；第7022条～第7029条；本号）

第Ⅷ章 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

◆ R. 第7013条 (反訴及び共同訴訟人間請求)

連邦民事訴訟手続規則第13条は、対審手続に適用される。ただし、管財人又は財産の占有を継続する債務者により訴えを提起された相手方当事者が、債務者、債務者の財産又は倒産財団に対して有するいかなる請求をも、その請求が救済命令の登録後に生じたものでない限り、反訴として陳述する必要はない。管財人又は財産の占有を継続する債務者は、うかつに、不注意で、若しくは、免責される不注意で、反訴請求を訴答することを怠った場合、又は、正義に適合する場合には、裁判所の許可を得て、訴答書の記載を補正することができ、又は、新たな対審手続を開始し若しくは別に訴訟を提起することができる。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第13条の趣旨

(1) 強制的反訴と任意的反訴 連邦民事訴訟手続規則第13条は、反訴として強制的反訴と任意的反訴を規律している。同規則第13条(a)によれば、訴答者が相手方当事者に対して有している請求は、それが相手方当事者の請求の訴訟対象となっている行為又は事情から生じたものである場合であり、かつ、その裁判のために裁判所の管轄権の及ばない第三者の出頭を要しない場合には、訴答において反訴として請求を記載することが求められている(強制的反訴)。また、同条(b)によれば、相手方当事者に対する請求で、相手方当事者による請求の訴訟対象となっていない行為又は事情から生じた請求は、訴答において反訴として記載することが可能とされている(任意的反訴)。

(2) 共同訴訟人間請求 連邦民事訴訟手続規則第13条(g)によれば、一方当事者から他の共同訴訟人に対する請求で、本訴若しくは反訴の対象となる行為又は事情から生じた請求、又は、本訴の対象となっている財産に関する請求は、訴答において共同訴訟人間請求として記載することができる。いわゆる、共同訴訟人間の交差請求における反訴が可能である。なお、この共同訴訟人間請求には、交差請求原告に対して提起された訴訟において主張された請求の全部又は一部につき、請求被告が請求原告に対して責任を負い又は負うべき請求も含まれる。

(3) 日本民訴との比較 日本の民事訴訟法は、本訴請求と関連する権利関係一般について被告が訴えを提起し、本訴請求と併合審判を求めることを認める反訴制度を定めている(日民訴第146条)。被告は、反訴請求を別訴請求として提起することも許されているが、本案請求に対して相殺の抗弁が提出されている場合、自働債権を別訴として請求することが二重起訴の禁止に触れるの

で、結果として被告は反訴の方法を選択するしかない場合もある⁽¹⁾。

他方、共同訴訟人間請求は、一方当事者から他の共同訴訟人に対する請求で、本訴若しくは反訴の対象となる行為若しくは事情から生じた請求、又は、本訴の対象となっている財産に関する請求について、別訴で提起することもできるが、一つの訴訟手続の中で処理することを認める制度であり、日本の民事訴訟法における通常共同訴訟と類似している。通常共同訴訟とは、訴訟の目的たる権利義務が共同訴訟人に共通であるとき、訴訟も目的たる権利義務が同一の事実上および法律上の原因に基づくとき、訴訟の目的たる権利義務が同種であり、事実上および法律上同種の原因に基づくとき（日民訴第38条）、別々の訴訟を一つの訴訟手続に併合して判断ができる⁽²⁾。

日本の民事訴訟法上における反訴と共同訴訟は、紛争の統一的な解決と紛争の効率的な解決の観点から設けられた制度である。アメリカの反訴と共同訴訟人間請求も同じ観点から複数の請求を一つの手続の中で解決することで紛争の全面的な解決を図るものであるという点から、日本の制度の趣旨は共通していると考えられる。

2 連邦倒産法の下での対審手続への適用

連邦倒産手続規則第7013条では、連邦民事訴訟手続規則第13条に変更が加えられている。管財人または財産の占有を継続する債務者から訴えられた者は、救済命令後にその請求が発生したものでない限り、債務者の倒産財産又は財団に対して反訴を提起することを要せず、強制的反訴の懈怠による失権効も生じない。したがって、債権者は、当該請求権を倒産手続において届け出ることができる⁽³⁾。

◆ R. 第7014条（第三者の訴訟への引き込み）

連邦民事訴訟手続規則第14条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第14条の趣旨

(1) 被告による第三者の引き込み 連邦民事訴訟手続規則第14条(a)は、本訴被告による第三者のいわゆる引き込み訴訟（impleader）を規定している。

(1) 伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』642頁参照（有斐閣・2018年）。

(2) 伊藤・前掲（注1）649-650頁。

(3) See 10 COLLIER ON BANKRUPTCY ¶ 7013.04 (Alan N. Resnick & Henry J. Sommer eds. 16th ed.).

この方式は、原告の被告に向けた請求の全部又は一部につき責任を負い又は負うべき訴訟当事者以外の者に対し、被告が第三者原告として呼出状及び訴状を送達する⁽⁴⁾ことにより、その訴訟当事者以外の者を第三者被告として当該訴訟に引き込む方式⁽⁵⁾である。

本訴訟で被告が敗訴したならばその請求のてん補につき第三者が責任を負うという連鎖的な法律関係 (domino liability) にある場合に、敗訴した被告は別途その第三者を相手に訴訟を提起しててん補責任を求めざるを得ないし、そこではこれを否定する判断が下される可能性もある。このような本訴被告の負担や不都合を回避するために設けられた制度が第三者のいわゆる引き込み訴訟である⁽⁶⁾。

その例として、次の事例が挙げられる⁽⁷⁾。A・BはCバス会社を相手として、その会社が運営するバスの事故によってBが運転しAが同乗していた自動車の受けた損害を主張して損害賠償を求める不法行為訴訟を提起した。Aは、Cバス会社に対してこのように損害賠償を求めるとともに、AはBを相手として、Bはブレーキ整備を怠ったとしてその損害の一部につき責任を負うべきと主張して共同訴訟人間請求 (連邦民事訴訟手続規則第13条) を提起した。これに対してB (共同訴訟人間請求訴訟被告) は、この事故はバスのブレーキ整備を行ったD整備会社の責任であるとして、同規則第14条の規定により、この共同訴訟人間請求の訴訟にBが第三者原告として、D整備会社を第三者被告として引き込んだ。また、Cバス会社 (本訴被告) も同条の規定により第三者原告として、D整備会社を第三者被告として本訴訟に引き込んだ。以上により、この事故の責任がB、C、Dの何れにあったのか、責任の有無、責任の割合をも含めて矛盾なく判断される。

(2) 本訴原告による第三者の引き込み 連邦民事訴訟手続規則第14条(b)によれば、本訴で原告に対して被告から反訴が提起された場合に、同条(a)で

(4) この部分につき、渡辺惺之 = 吉川英一郎 = 北坂尚洋編訳『英和对訳・アメリカ連邦民事訴訟規則・2004-05 Edition』49頁 (レキシスネクシス・ジャパン・2005年)。

(5) この「引き込む」とは、本訴と同一の訴訟手続内で処理させるという意味である。この指摘につき、浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第3版]』34頁 (弘文堂・2016年)。

(6) A.J. STEPHANI & GLEN WEISSENERGER, *Federal Civil Procedure Litigation Manual* Chapter 14 (Matthew Bender 3d ed.).

(7) 以下のこの例は、*Id.* at Chapter 14, Illustration 14-1による。

被告に認められている条件に従い、その原告は第三者を第三者被告として本訴に引き込むことができる。

2 連邦倒産法の下での事件への対審手続への適用

連邦倒産手続規則第7014条によれば、連邦倒産法の下での事件における対審手続に連邦民事訴訟手続規則第14条が適用されることが明らかにされている。

連邦倒産法の下での事件における対審手続との関係では、連邦民事訴訟手続規則第7014条の適用は管轄適用をめぐる問題があるといわれる。合衆国法典第28編第1334条⁽⁸⁾によれば、連邦倒産法の下での事件に関係しない第三者当事者請求を審理することは倒産裁判所の管轄から排除されており、したがって、このような請求を倒産裁判所が扱うことは意図されてはいないと考えられるからである。さらに、連邦倒産手続規則第9030条によれば、「本手続規則は裁判所の管轄権を拡張するよう解釈されてはならない」と規定されている。

このような規定から想定すると、倒産事件との関係では次のような事例を想定できる。連邦倒産手続規則第7014条の規定により、管財人が提起した損害賠償請求訴訟においてその被告が第三者を当該訴訟手続に引き込もうとしたとする。この場合に、その被告（引き込み訴訟の原告）は、第三者を被告とした当該訴訟の請求を倒産事件が係属している倒産裁判所が審理できる管轄原因を明らかにする必要がある、当該請求が連邦倒産法の下での事件に関連していることを主張・立証しなければならない。さらに、このような主張・立証がない場合には、上記被告は、第三者を引き込む当該請求につきその倒産裁判所が付加的管轄権を有していることを主張しなければならない。しかし、当該倒産事件に直接に関係しない第三者を引き込む請求が、このような付加的管轄権の裁判基準を満たすかどうかを判断するのは難しい⁽⁹⁾といわれている。

(8) 合衆国法典第28編第1334条は、連邦地方裁判所が連邦倒産法の下でのすべての倒産事件につき最初にかつ専属的な管轄権を有すること（同条(a)）、連邦倒産法の下で生じるすべての民事訴訟手続、又は、連邦倒産法の下での事件で生じた若しくは事件に関連するすべての民事訴訟手続について専属的ではないが最初の管轄権を有すること（同条(b)）、上記の地方裁判所は、州法又は州裁判所との関係などの理由で管轄権の行使を差し控えることを妨げられないこと（同条(c)(1)）などが規定されている。

(9) 以上の点につき、10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7014.02.

◆ R. 第7015条 (訴答の補正・訴答の補充)

連邦民事訴訟手続規則第15条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第15条の趣旨

(1) 訴答の補正・補充 連邦民事訴訟手続規則第15条は、訴答の修正について規定している。同条(a)はトライアル前の訴答の補正を、同条(b)はトライアル中またはトライアル後の補正を規定している。

本条は、最初の訴答の補正を容易にし、訴答の修正の効果を遡及させることで同一の行為又は取引から生じる可能な請求をまとめて扱う訴訟実務に有用な考え方を採用するとともに、トライアル段階において、訴答は強調されすぎてはならないという認識に基づいている⁽¹⁰⁾。

(2) トライアル前の訴答の補正 トライアル前の訴答の補正には、裁判所の許可を得ないでする補正の場合(同(a)(1))とその他の補正の場合(同(2))が規律されている。前者の裁判所の許可を得ないでする補正の場合では、訴答の送達後21日以内(同(a)(1)(A))、又は、訴答が応答的訴答を要求している場合には応答的訴答の送達後21日以内、又は、連邦民事訴訟手続規則第12条(b)、(e)、若しくは(f)の規定による申立書の送付後21日内のいずれか早い期間(同(a)(1)(B))では、裁判所の許可を得ることなく、一度に限って訴答の補正が認められる。後者のその他の補正の場合では、相手方の書面による同意又は裁判所の許可があった場合にのみ、訴答の補正が認められる(同(a)(2))。なお、上記のいずれかによる補正がなされた訴答で応答的訴答が求められている場合には、原則として、補正前の訴答が求めていた応答的訴答のための期間の残された期間内又は補正された訴答が送達された後14日内のいずれか遅い期間内に、応答的訴答がなされなければならない(同(a)(3))。

(3) トライアル中又はトライアル後における訴答の補正 トライアルにおいては、訴答で提起された争点の範囲内には証拠がないと当事者が異議を申し立てた場合には、裁判所は、訴答の補正を許可することができる(連邦民事訴訟手続規則第15条(b)(1)第一文)。この場合、訴答の補正が本案の提示にあたって有益であり、かつ、その証拠が本案について異議を申し立てた当事者の訴訟行為又は防御に不利に働くであろうことを、異議を申し立てた当事者が裁判所に確信させない場合には、裁判所は訴答の補正を許すことになる(同条(b))

(10) *Id.* ¶ 7015.03.

(1) 第二文)。

なお、訴答に掲げられていない争点が当事者の明示又は黙示の同意の下にトライアルで審理がなされる場合には、そのような争点は、あらゆる点であたかも訴答で提示されたように扱われる(同条(b)(2)第一文)。この場合、判決後であっても、当事者は、これに関わる証拠を訴答に対応させ、提示されていない争点を提示させるよう訴答の補正を申し立てることができる(同条(b)(2)第二文)。なお、この補正がない場合であっても、当該争点の審理の結果には影響しない(同条(b)(2)第三文)。この効果は、請求及び防御のいずれにも適用され、防御においては、訴答において主張しなかった防御は放棄したとみなされるとい一般原則の例外として解釈されている⁽¹¹⁾。

(4) 訴答が補正された場合の効果 訴答が補正された場合には、最初の訴答があった期日に遡って補正の効果(最初の訴答が補正された訴答として扱われる効果)が生じる。①訴えに適用される出訴期限を規定する法律が遡及を許している場合(連邦民事訴訟手続規則第15条(c)(1)(A))、②最初の訴答において示されていた(あるいは示そうと試みようとしていた)行為、取引又は事象から生じた請求又は防御が補正された訴答においても主張されている場合(同(B))、③訴答の補正により請求の相手方当事者の変更又は名称の変更が生じる場合に、上記の要件(同(B))を満たすとともに、訴答が補正されたことにより当事者となる者が、連邦民事訴訟手続規則第4条(m)が規定する訴状及び呼出状の送達期間内に本案における防御を妨げられないとの通知を受け(同規則第15条(c)(1)(c)(i))、かつ、適正な当事者を特定するに際して誤りがなければ、当該訴えが自分に対して提起されたはずであったことを知り又は知るべきであった場合(同(c)(1)(c)(ii))である。訴答が補正されたために新たな当事者が訴訟の場に引き出されることになるので、新たな当事者との関係で手続保障を貫徹する趣旨である。

(5) 訴答の補充 連邦民事訴訟規則第15条(d)は、訴答の補充について規定する。訴えが提起された後に発生した新しい事実を反映させて訴答を最新なものとする方法として、最初の訴答に新たな主張・事実を追加的に補充することが認められている。一般的に、特許、著作権及び商標権の侵害事件並びに不動産の敵対的占有等、継続的不法行為に関する請求に対する訴答で用いられる。追加的補充が認められるか否かは、裁判所の裁量による⁽¹²⁾。

(11) *Id.* ¶ 7015.05.

(12) モリソン・フォースター外国法律事務所『アメリカの民事訴訟〔第2版〕』

3 連邦倒産法の下での対審手続への適用

連邦倒産手続規則第1018条によれば、同規則第7015条は債務者以外の者による倒産手続開始の申立てで争いのあるもの、補助手続で争いのあるもの、及び、救済命令を取り消すすべての手続に適用される⁽¹³⁾。さらに、判例によれば、同規則第7015条は、同第9014条によるいかなる争訟事項にも適用されることがある⁽¹⁴⁾。

◆ R. 第7016条 (トライアル前の手続)

(a) トライアル前協議；スケジューリング；運営 連邦民事訴訟手続規則第16条は、対審手続に適用される。

(b) 手続の決定 倒産裁判所は、職権により又は当事者の適宜の申立てにより、(1) 手続に関する審問及び決定の要否、(2) 手続に関する審問の要否並びに提案されている事実の認定及び法適用の結論を発することの要否、又は(3) その他処分をすることの要否を決定しなければならない。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第16条の趣旨

(1) トライアル前協議の目的 アメリカの民事訴訟では、事件の処理効率を上げるために、争点整理、ディスカバリー、立証計画の策定を迅速に行う発想⁽¹⁵⁾があるといわれる。その意味では事件マネジメントは重要なものとなるが、そのための作業がスケジューリングである。連邦民事訴訟手続規則第16条は、このトライアル前の協議の枠組みを規定し、トライアル前の協議は、このスケジューリングを策定するための方式である⁽¹⁶⁾。

連邦民事訴訟手続規則第16条(a)によれば、トライアルを開始する前に訴訟代理人、及び、訴訟代理人がない当事者についてはその本人に対し、一度又は数回にわたるトライアル前の協議のために出頭することを命じることができ

49-50頁 (有斐閣・2006年)。

(13) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7015.02.

(14) *Id.* ¶ 7015.02, 1.

(15) 法曹会『アメリカにおける民事訴訟の実情』16頁 (法曹会・1997年)。

(16) なお、連邦民事訴訟手続規則第16条は1983年に改正され、トライアルに向けた準備的機能から事件処理全体のマネジメント機能に重点が移されこの面での裁判所の関与が強化されている。この点につき、STEPHANI & WEISSENBERGER, *supra* note 6, at 159-160.

る。この協議期日は、当該訴訟の管理、当該事件がマネジメントの欠如から長期化しないよう早期かつ継続的に手続をコントロールし、トライアル前の無駄な活動を抑制し、より充実した準備をすることでトライアルを実質化するとともに、和解を促進しようとする目的を有する（同条(a)参照）。

(2) スケジュール命令 このトライアル前協議は、地方裁判所判事（地方規則で授権されている場合には治安判事）が発令するスケジュール命令により開始される。この命令は、被告当事者が訴状の送達を受けた後120日、又は、被告当事者が裁判所に出頭した後90日のいずれか早い期間内に、速やかに発せられる（連邦民事訴訟手続規則第16条(b)(2)参照）⁽¹⁷⁾。

スケジュール命令の内容は、他の当事者による手続参加の期限、訴答の補正期限、ディスカバリーを完了させるまでの期限、及び、申立てを提起する期限を限定する内容のものでなければならない（必要的事項・連邦民事訴訟手続規則第16条(b)(3)(A)参照）。これらに加えて、同規則第26条(a)及び(e)(1)による証拠開示の時期の補正、ディスカバリーの範囲の変更、電子的に保管されている情報についての証拠開示若しくはディスカバリー又はその保管を定めること、情報が提出された後にトライアルを準備するための資料としてその情報に係る特権又は保護の請求を当事者が主張することの合意、ディスカバリーに関係する命令を申し立てようとする者はその前において裁判所との間で協議することを指示すること、トライアル前の協議及びトライアルの期日の指定、及び、その他の適切な事項を命じることができる（任意的事項・同条(b)(3)(B)参照）。

(3) トライアル前協議での協議事項 訴訟代理人を選任している当事者は、トライアル前協議で協議の対象になることが予想されるすべての事項を決定する権限、及び、これらを承認する権限を、その代理人の一人又は数人に授権しておかなければならない（連邦民事訴訟手続規則第16条(c)(1)第一文）。また、裁判所は、当事者又はその訴訟代理人が出頭した際にあるいは適切なそ

(17) なお、連邦民事訴訟手続規則第26条(f)(1)によれば、両当事者は、このスケジュール協議が予定されている期日又はこのスケジュール命令が発せられた日の少なくとも21日前までに会合をもち、請求・防御の性質及び根拠、事件の迅速な和解又は解決の可能性、ディスカバリー計画の提案などについて協議を行わなければならないとされている。したがって、裁判所は、同規則第16条によるスケジュール命令を発する前に、これら両当事者の協議の報告を受けるか両当事者と協議しなければならないことになる。

の他の方法で、和解の可能性を考慮することを要求することもできる（連邦民事訴訟手続規則第16条(c)(1)第二文）。

(4) 協議される事項 トライアル前協議では、争点の形成、無意味な請求や防御の排除、訴答の補正、不要な証拠を排除する上での事実及び書面についての認否及びその取決め、証拠採否の決定、連邦証拠規則第702条⁽¹⁸⁾の規定による証人の限定、連邦民事訴訟手続規則第56条の規定による略式判決の妥当性の確定、次回協議期日及びトライアルの期日の指定、トライアル準備命令の方式と内容の決定、既になされている申立ての処理などの事項を協議するとともに、そのための適切な処分をすることができる（同第16条(c)(2)参照）。

なお、トライアル前協議が終了した後に、裁判所は協議された処分をあらためて確認する命令を発する（同(d)前段）。

(5) トライアル前協議の終局 裁判所は、審理計画を策定するために最終のトライアル前協議を開催することができる。この最終の協議の期日は、トライアルが開始される時期に接着した時期に開催されなければならない。また、この最終の協議には、両当事者のために訴訟を進行する1人以上の訴訟代理人又は、訴訟代理人を選任していない当事者は本人が出席しなければならない（連邦民事訴訟手続規則第16条(e)第2文参照）。

(6) 本人又は代理人の欠席などに対する制裁 本人又は訴訟代理人がスケジュール協議又はその他のトライアル前協議に欠席した場合⁽¹⁹⁾、当事者などが実質的に準備しないままトライアル前協議に参加した場合、あるいは、当事者がスケジュール命令又はその他トライアル前協議の命令に従わない場合には、裁判所は、これに対応した適切な命令を発することができる（連邦民事訴訟手続規則第16条(f)(1)参照）。

以上に加えて、裁判所は、規定に違反したために要した費用を合理的な範囲

(18) 連邦証拠規則第702条は、専門家証人（鑑定人）に関する規定である。アメリカ法における専門家証人は、陪審のために事実から推論を引き出す役割を担う。この点につき、田邊真敏『アメリカ連邦証拠規則』154頁（レキシス・スネキス・ジャパン・2012年）。

(19) このトライアル前協議に弁護士が参加しない場合には、裁判所は、訴訟進行の懈怠を理由に、訴えを却下すること（連邦民事訴訟手続規則第41条(b)による請求の却下）ができるかという問題がある。この点につき、金祥洙『日米比較・民事訴訟法—当事者行為論をめぐって』48頁（商事法務研究会・1995年）。この問題の発端は、同規定によれば、訴えが却下されると原告の再訴が妨げられるという重大な効果を生じることによる。

で当事者若しくはその訴訟代理人又は両者に対して負担させることができる(同条(f)(2)参照)。

2 連邦倒産法の下での対審手続への適用

連邦民事訴訟手続規則第16条は連邦倒産法の下での事件の対審手続に適用される。1で述べた同条の趣旨から、倒産事件における訴訟手続に要する費用と時間を節約する点に奉仕する⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

連邦倒産法の下では、事件の迅速な進行を図るために、利害関係人に対して通知をした上で、連邦倒産法の下での事件又は手続について倒産裁判所裁判官は状況会議を開催することができるし、必要な命令を発することができる(連邦倒産法第105条(d))。これは、倒産事件ではトライアル前協議に消極的な傾向が裁判所にかつてみられたために、1994年に連邦倒産法に上記規定を設けて、状況会議の開催を可能にした。この状況会議の開催は、対審手続に係る事件と非対審手続に係る事件のいずれでも可能であるが、多くの地方規則では事件又は手続のいかなる段階でも許された目的の範囲内でこの状況会議を開くことが許容されている⁽²²⁾。しかし、2016年改正で連邦倒産手続規則第7016条に(b)が加えられ、倒産裁判所がトライアル前の協議などの手続をどのようにするかを決定することができるようになった。

連邦倒産手続規則第1018条によれば、同規則第7016条は、手続開始の申立ての争いに関連する手続、争いのある補助手続、救済命令(手続開始の決定)を取り消す手続に適用される。

◆ R. 第7017条(当事者である原告及び被告; 当事者適格)

連邦民事訴訟手続規則第17条は、連邦倒産手続規則2010条(b)に規定されることを除き、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第17条の趣旨

(1) 概要 訴訟は、「真の利害関係者」によって提起されなければならない

(20) なお、連邦民事訴訟手続規則が規定するトライアル前協議はトライアルが開始される前の手続として位置付けられているから、あえていえば、日本法では最初の口頭弁論期日が開かれる前に行われる弁論準備手続と類似する面が多い。

(21) この趣旨につき、10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7016.02.

(22) このような経過につき、*Id.* ¶ 7016.03.

い。この「真の利害関係者」とは、その者の利益のために訴訟が提起された者をいう。「真の利害関係者」以外の者が訴訟を提起する場合、訴状に瑕疵があり却下されることになるが、訴状記載の原告を「真の利害関係者」に変更するため、又は「真の利害関係者」を併合するための合理的な期間が原告に与えられる。また、遺言執行者、遺産管理人、受託者その他代理人は、訴訟の真の利益者である他者を併合しなくても、自らの名で訴訟を提起することができる⁽²³⁾。

連邦民事訴訟手続規則第17条によれば、「真の利害関係者」に関する事項(同条(a))を規定し、当事者能力(同条(b))について規定した上で、行為無能力者の訴訟上の保護(同条(c))について規定している。(d)は、2007年の改正によって旧25条(d)(2)を17条に組み込んだものであり、公務員が訴え又は訴えられる場合の指定方法について規定する。

(2) 当事者概念 連邦民事訴訟手続規則第17条は、民事訴訟における原告・被告の当事者としての資格及び能力に関する規定である。連邦民事訴訟手続規則第12条(b)(6)では、当事者は、救済が許されている請求を訴状で明らかにしていない訴えから自己を守ることができることが明らかにされている。この趣旨を当事者の立場から具体化しているのが、同規則第17条の規定である。すなわち、正当ではない当事者(incorrect party)により又はこのような当事者を相手とした請求を防止するのが、その目的である。

訴えはすべて真の利益を有する当事者の名において提起されなければならない⁽²⁴⁾(同条(a)(1)前段)。これは原告にのみ適用される。この「真の利益を有する当事者」とは、法上実体的権利を実現する権原を有する者は、その名において訴訟を進行する者であるべきとの原理⁽²⁵⁾に由来する。これは、日本法にいう実体的当事者適格(原告)概念を意味する。これに対して、遺言執行者、遺産管理人、後見人、受寄者、明示信託の受託者、第三者の利益のための契約をその名において締結した当事者若しくはその相手方当事者、又は、制定法により認められた当事者は、自己の名において訴えることができる(同条(a)(1)後段)。合衆国制定法が規定する場合には、第三者又はその利益のための訴訟

(23) 以上の説明について、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所・前掲(注12)52頁参照。

(24) 渡辺惺之ほか・前掲(注4)61頁による。なお、以下、連邦民事訴訟手続規則第17条の訳は、同書による。

(25) *Real party in interest*, BLACK'S LAW DICTIONARY 1351 (11th ed. 2019).

は、合衆国の名において提起されなければならない（同条(a)(2)）。これらは、日本法にいう形式的当事者概念に対応するものであり、職務上の当事者に相応する。

真の利益を有する当事者の名において訴えが提起されていない場合であっても、真の利益を有する当事者による追認、又は、その者が共同訴訟人となること若しくはその者による承継につき異議が申し立てられた場合は、その後の相当な期間を経るまでは、それを理由として訴えを却下してはならない（同条(a)(3)前段）。これらの追認、共同訴訟、又は承継は、訴訟が当初から真に利益を有する者の名において開始されたのと同じ効力を有する（同条(a)(3)後段）。以上のことは、原告が真の利益を有する当事者ではないことが明らかになった場合に、その原告のためにこれを治癒する方法を認めている。すなわち、①訴えが本来提起されたであろう者の追認による方式で、原告に当該訴訟を進行させることを認識し同意する宣誓供述書の提出による方式、②執行できる権利につき訴訟を進行できる者を共同訴訟人として参加させる方式、③原告が当該訴訟を本来進行すべき者に交替する当事者変更の方式である。裁判所は原告がこのような方式を採るために相当の期間を設けるとともに、その期間内に原告が補正しなければ当該訴訟は却下される⁽²⁶⁾。

(2) 当事者能力 自然人について原告・被告の当事者能力 (capacity to sue or to be sued) は、代理能力を除いて、その者の住所地の法律に従う（連邦民事訴訟手続規則第17条(b)(1)）。法人については、それが設立された州法の規定に従う（同条(b)(2)）。その他の場合においては、訴え又は訴えられる能力は、原則として、地方裁判所が所在する州の法律に従う（同条(b)(3)本文）。ただし、パートナーシップその他の法人ではない団体は、合衆国憲法に基づく実質的な権利を執行し又は執行される目的のために⁽²⁷⁾、その通常の名において訴え、又は、訴えられることができるし（同条(b)(3)(A)）、連邦裁判所により連邦裁判所において訴え又は訴えられるべき者として指定された者の能力は、合衆国法典第28編第754条⁽²⁸⁾及び第959条⁽²⁹⁾の規定に従うとされて

(26) STEPHANI & WEISSENBERGER, *supra* note 6, at 172.

(27) 合衆国憲法第3条第2節は、連邦の司法権が及ぶ事件を規定している。

(28) 合衆国法典第28編第754条は、財産に関する民事訴訟又は民事手続で選任された収益管理人 (receiver) に関する規定である。同条第二文によれば、いかなる裁判区においても収益管理人は単独で訴えを提起するものとし、また、訴えられることができる。

いる（同条(b)(3)(B)）。これによれば、当該訴訟が財産に関するものである場合には、管財人、財産の占有を継続する債務者などは被告としての当事者能力が認められている。

(3) 未成年者及び無能力者 未成年者又は無能力者に後見人、保佐人、財産管理人、その他受託者などの代理人がいる場合には、その代理人は、未成年者及び無能力者のために訴え、又は訴えられることができる（連邦民事訴訟手続規則第17条(c)(1)）。未成年者又は無能力者にこのような代理人が存在しない場合には、近友⁽³⁰⁾又は訴訟後見人により訴えることができる（同条(c)(2)前段）。訴訟で未成年者又は無能力者が以上のような代理人を有しない場合には、裁判所は、未成年者又は無能力者のために訴訟後見人を指名し、又は、未成年者又は無能力者の保護のために適切と考えられる命令を発するものとする（同条(c)(2)後段）。

(4) 公務員の職名及び氏名 公務員としての資格において訴え又は訴えられる公務員は、その氏名によってではなく職名により指定される。ただし、裁判所は、その公務員の氏名が付加されるべきことを命じることができる（連邦民事訴訟手続規則第17条(d)）⁽³¹⁾。

2 連邦倒産法の下での対審手続への適用

以上の連邦民事訴訟手続規則第17条の規定は、原則として、連邦倒産法の下での対審手続に準用されている。ただし、連邦倒産手続規則第2010条(b)の規定による手続での対審手続には適用されない。

連邦倒産手続規則第2010条は、管財人がその職務を忠実に遂行しない場合に備え、連邦管財官は管財人に職務執行での条件違反をてん補するために包括保

(29) 合衆国法典第28編第959条(a)第一文によれば、財産の占有を継続する債務者を含んで、管財人、収益管理人、管理人は、当該財産に関係する業務を行う際の行為又は取引について裁判所の許可を得ることなく被告となることができる。これは、当該財産について管理処分権限を有することを反映したものである。

(30) 近友 (next friend) とは、訴訟手続に出頭して無能力者又は未成年である原告のために活動する者をいうが、当該訴訟の当事者ではなく、また、後見人として選任されていない者をいう。この意味につき、*Next friend*, BLACK'S LAW DICTIONARY 1254 (11th ed. 2019). また、未成年者等の行為無能力者のために、これに代わって訴訟を提起しこれを助ける者をいい、通例親族がなる。田中584頁。

(31) 本項は、2007年に追加されている。

証を立てさせることができる旨を規定している（連邦倒産手続規則第2010条(a)）。具体的事件で、管財人に職務上の義務違反が生じた場合には、これによって損害を受けた者の利用に供するために、利害関係人は合衆国の名において管財人の包括てん補補償に基づく手続を取ることができる（同条(b)）⁽³²⁾。連邦民事訴訟手続規則第17条は、訴訟手続が真の利害を有する者によって追行されることを要求していることから、名宛人（合衆国）と訴訟追行者（利害関係人）とが異なる。連邦倒産手続規則第2010条(b)の手続は、連邦民事訴訟手続規則第17条の適用から除外されている。

◆ R. 第7018条（請求の併合及び救済手段）

連邦民事訴訟手続規則第18条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第18条の趣旨

(1) 請求の客観的併合 連邦民事訴訟手続規則第18条は、請求の客観的併合に関する規定である。本条は、当事者に対して、すべての紛争を1つの訴訟手続により一挙的に解決する手段を与えている規定であり、紛争をより単純化するという機能を持つ⁽³³⁾。

(2) 単純併合・選択的併合 連邦民事訴訟手続規則第18条(a)は、本訴請求、反訴請求、共同訴訟人間請求、第三者引き込みの請求を主張する当事者は、その相手方当事者に対して有する法律上、衡平法上、海事法上有する全ての請求につき、これらを単純併合又は選択的併合することができる旨規定する。つまり、一方当事者はその反対当事者に対して有するすべての請求につき、それぞれの請求の性質如何にかかわらず、これらを併合することができる。本項による併合は任意規定であり、一方当事者が反対当事者に対して、複数の請求権を有する場合であっても、これらを併合することは原則として強いられるものではない。ただし、同規則第13条(a)の規定により、反訴を強制させられる場合（強制的反訴）が存在することは既に述べた通りである。

(3) 相互に条件関係にある請求の併合 連邦民事訴訟手続規則第18条(b)の規定は、当事者が2つの請求を有する場合で、両請求が独立して主張された場合には、一方の請求につき認容判決を得なければ、他方の請求につき判決を

(32) この手続は、合衆国自体によって提起される必要はない。この点につき、10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7017.01.

(33) *Id.* ¶ 7018.01.

することができないものであるとしても、当事者がこれら2つの請求を併合することを許容している。例えば、消費貸借上の貸金を回収するためにAに対して債権者Xが訴えを提起し、Xはさらに、AがYに対してした、消費貸借のためにAが提供した担保財産の譲渡は詐欺のために無効であると主張して、Yに対する請求も併合する場合である⁽³⁴⁾。

2 連邦倒産法の下での対審手続への適用

連邦民事訴訟手続規則第18条は、連邦倒産法の下での事件に適用される。もっとも、倒産手続との関係では、本条は重要な規定ではないとされている⁽³⁵⁾。なぜならば、上記の例でいえば倒産事件において、管財人は、金銭支払請求権の存在を証明することなくして、かかる詐欺的譲渡を否認する権限を有しているからである。例えば、連邦倒産法第522条(b)の規定に基づき、管財人はかかる譲渡を無効にする権能を持つ債権者のその権利を主張することができる。この場合、管財人はかかる債権者が存在することを証明すれば足り、当該債権者がその債権について認容判決を受けたことを証明することまでは必要とされない。また、同法第548条を根拠として、管財人はその資格に基づき、詐欺的譲渡を否認することができる。

◆ R. 第7019条 (公正な紛争の解決のために必要とされる当事者の併合)

連邦民事訴訟手続規則第19条は、対審手続に適用される。ただし、(1)当事者として併合された者が、裁判所が訴訟物についての管轄権を欠いているとの抗弁を提出し、かつ、その抗弁が認められた場合には、裁判所がその者をその対審手続から除外しなければならず、及び、(2)当事者として併合された者が、裁判地を不当とする防御方法を適切にかつ適時に提出する場合において、裁判所は、法典第28編第1412条⁽³⁶⁾の規定するところにより、被参加当事者が関与する手続の一部が他の裁判区に移送されなければならないか否か、又は、その対審手続全体が他の裁判区に移送されなければならないか否かを決定しなければならない。

(34) 以上の例は、宮守則之＝竹川秀夫『最新アメリカ民事訴訟法』209頁(金融財政事情研究会・1990年)による。

(35) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7018.02.

(36) 合衆国法典第28編第1412条は、「連邦地方裁判所は、司法の利益又は当事者の便宜のために、第11編の下での事件又は手続を、他の裁判区の地方裁判所に移送することができる」と規定する。

【補注】**1 連邦民事訴訟手続規則第19条の趣旨**

(1) 当事者の併合 当事者の主観的併合は、訴訟資料を充実させ、さらに訴訟経済や紛争の統一的解決に資するという機能を有する。連邦民事訴訟手続規則は、かかる当事者の併合が持つ機能を重視し、当事者の併合を広く許容している。

連邦民事訴訟手続規則が認める当事者の併合には、2つの類型がある。すなわち、必要的当事者併合と任意的当事者併合である。本条は、前者の必要的当事者併合に関する規定である。

(2) 必要的当事者の併合 連邦民事訴訟手続規則第19条(a)(1)は、必要的当事者の範囲について規定している。本条によれば、ある者が必要的当事者に該当する場合とは、①その者が訴訟に関与することなくしては、裁判所が既存当事者間において完全な救済を与えることができない場合、②その者が訴訟物に関連する利益を請求しており、その者を欠いて訴訟を処理することは、(i) 実際上、その者の当該利益を守る能力を損なうか若しくは妨げる状態にある場合、又は、(ii) 請求に係る利益の故に2倍、数倍の債務、若しくは、本来は両立し得ない債務を負わせる実質的な危険に既に当事者となっている者をさらす状況にある場合である。必要的当事者とされる者が併合されていない場合には、裁判所がその者を当事者とするを命じなければならない(第19条(a)(2))。さらに、原告として併合されるべき者がそれを拒否したときは、その者を被告とし、又は適切な場合には、非任意原告とすることができる。併合された当事者が裁判地の異議を申し立て、その者の併合により訴訟の裁判地が不適切となる場合、その者に関しては訴えを却下しなければならない(第19条(a)(3))。

(3) 必要的当事者を併合できない場合 連邦民事訴訟手続規則第19条(b)は、必要的当事者を併合することができない場合、裁判所は既存当事者間でその訴訟を続行するか、あるいは、その訴訟を却下すべきであるかにつき公平と良心に従い判断しなければならない旨を規定する。また、同規則第19条(b)は、裁判所がその判断をする際に考慮しなければならない4つの要素を明記している。

その4つの考慮要素とは、以下の通りである。1つ目は、必要的当事者を欠いて下された判決がその者又は既存当事者に対してどの程度の不利益を及ぼすかということである。2つ目は、判決の中で第三者保護、あるいは救済の方法

を命じる等の方法によって、その第三者の不利益がどの程度軽減され、あるいは避けうるかということである。かかる方法の具体的内容は、当然各人の立場の性質や状況によって左右される⁽³⁷⁾。3つ目は、必要的当事者とされる者を欠いてなされる判決が適切かどうかということである。4つ目は、当該訴訟が併合を欠くことによって却下された場合、原告は他の適切な救済方法を持つことができたかということである。裁判所は、以上の4要素を考慮した上で訴訟を却下すべきか否かを判断する。

(4) 必要的当事者を併合しない理由 連邦民事訴訟手続規則第19条(c)は、救済を請求する当事者は、知っているのであれば、必要的当事者の氏名、及びその者を併合しない理由を述べなければならない旨を規定する。本条の趣旨は、必要当事者とされる者が全員訴訟に関与しているか、そして、必要的当事者とされる者が不在であり、かつその者を併合することが不可能である場合、必要的当事者なくして既存当事者間で訴訟を進行させるべきであるかについて裁判所が判断するための資料を当事者に提供させることにある⁽³⁸⁾。なお、同第19条(d)は、クラスアクションについて本条が適用されないことを規定している。

2 連邦倒産法の下での対審手続への適用

連邦倒産手続規則第7019条は、一定の例外を留保した上で、連邦民事訴訟手続規則第19条が対審手続に適用されることを規定している。連邦民事訴訟手続規則第19条によれば、管轄権は当事者の属性等に左右されるが、倒産事件にかかる管轄は、当事者ではなく、むしろ当該訴訟が倒産事件とどの程度関連性を持っているかによるため、対審手続にかかる管轄権が当事者の併合に影響されるべきではない。すなわち、当事者の追加によって、倒産事件に関連性のある事件について、倒産裁判所（又は連邦地裁）の管轄が否定されたり、訴え全体が却下されたりすることは妥当ではない。そこで、管轄や適切な裁判地の異なる当事者が出現した場合には、本条が定める通り、その当事者を事件から除外したり、事件を移送することとなるのである⁽³⁹⁾。

◆ R. 第7020条（当事者の任意的併合）

連邦民事訴訟手続規則第20条は、対審手続に適用される。

(37) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7019.03.

(38) See WRIGHT, Miller & Kane, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE: Civil §1625.

(39) 以上につき、See 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7019.01.

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第20条の趣旨

(1) 任意的当事者併合 米国連邦民事手続規則第20条は、任意的当事者併合に関する規定である。我が国の民事訴訟法でいうところの第38条に相当する規定であると考えられる。第20条(a)は、トライアルにおける利便性及び紛争の終局的解決を促進し、もって同一の事件に関して、複数の訴訟が濫立することを防止することを目的として定められた規定である⁽⁴⁰⁾。

(2) 任意的当事者併合の要件 連邦民事訴訟手続規則第20条(a)は、任意的当事者併合の要件について定めている。

同条(a)によれば、任意的当事者併合の要件とは、複数原告について併合を行う場合には、①同一若しくは一連の取引行為又は事件に関連し、又は起因する請求を有すること、かつ、②訴訟において共通の事実又は法律上の問題が存在することである。複数被告について併合を行う場合には、①同一若しくは一連の取引行為又は事件に関連し、又は起因する請求がなされ、かつ、②訴訟において共通の事実又は法律上の問題が存在することである。①、②の要件は、双方とも充足されなければならない⁽⁴¹⁾。

(3) 併合における利害 連邦民事訴訟手続規則第20条(b)は、その前段において、各原告若しくは被告が、請求されている救済の全ての請求について、請求若しくは防御をなすべき利害にかかわることは必要ではないことを規定する。これは、訴訟において少なくとも1つ以上の共通の事実または法律の問題があれば任意的当事者併合が許容される以上、当然のことを規定しているといえる。また、本条後段は、裁判所は、1人又は複数の原告に対しその者に関する救済の権利について判決を下すことができ、1人又は複数の被告に対しその者に関する責任について判決を下すことができることを規定している。

(4) 当事者併合に対する規制 連邦民事訴訟手続規則第20条(c)は、裁判所が、当事者が請求の申立てをしていない者、又は、当事者に対し請求の申立てをしていない者を当事者とするにより生じる、困惑、遅延又は費用の負担、その他の不利益を防止するための命令を発することができる旨を規定して

(40) WRIGHT, MILLER & KANE, *supra* note 38, at Civil §1632.

(41) ただし、①の要件を満たさない場合であっても、全ての当事者について共通の事実又は法律上の問題が存在する場合には、米国連邦民事手続規則第42条(b)に基づき、2つの訴訟は併合され、統一的な解決が図られる可能性がある。

いる。つまり、本規則第20条(a)が原則として当事者併合を穏やかに許容する一方で、第20条(c)の規定は、裁判所に対してトライアルを調整する権限を与えることにより、当事者併合がもたらす弊害を防止しているのである。

2 連邦倒産手続規則第7020条

連邦倒産手続規則第7020条は、特に修正を加えることなく、連邦民事訴訟手続規則第20条が対審手続に適用されることを規定している。また、連邦倒産法下の事件において、同規則に基づく当事者の併合は、通常制限されることはない。なぜなら、倒産管財人が少額債権を請求している場合や債務者の事業経営以外の事情によって生じた申立て後の債権の履行を請求し又はそれが請求される場合を除いて、適切な裁判地は、連邦倒産法下の事件が係属することになる地方裁判所となるからである⁽⁴²⁾。

◆ R. 第7021条 (当事者の誤った併合及び併合の欠落)

連邦民事訴訟手続規則第21条は、対審手続に適用される。

【補注】

1 連邦民事訴訟手続規則第21条の趣旨

(1) 当事者の誤った併合 連邦民事訴訟手続規則第21条第1文は、当事者の誤った併合 (misjoinder of party)⁽⁴³⁾は、訴え却下の根拠とはならないことを規定する⁽⁴⁴⁾。したがって、たとえ、当事者の誤った併合や併合の欠落 (nonjoinder of party)⁽⁴⁵⁾があったとしても、訴訟当事者に不当な影響を与えることなく、かかる訴訟上の瑕疵につき治癒することができる限り、その訴訟を進行することが許されるのである⁽⁴⁶⁾。

(42) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7020.02.

(43) 当事者の誤った併合とは、連邦民事手続規則第20条が定める2つの要件のうちいずれかの要件を欠く併合を指す。See 4 MOORE'S FEDERAL PRACTICE, §21.02 [1] (Matthew Bender 3d ed.).

(44) 他方、請求の不当併合については、米国連邦民事手続規則第18条の規定により、そもそも生じ得ない。

(45) 併合の欠落とは、必要的当事者 (連邦民事手続規則第19条参照) を併合していないことを指し、同規則第20条に基づき併合することのできる当事者を併合していないにすぎない場合は併合の欠落には当たらない。See 4 MOORE'S FEDERAL PRACTICE, *supra* note 42, §21.02 [1].

(46) See WRIGHT, MILLER & KANE, *supra* note 38, at Civil §1681. ただし、その必要的当事者が不可欠であるために訴えが却下されることがあることについて

(2) 職権による当事者の追加又は脱退 連邦民事訴訟手続規則第21条第2文は、裁判所が申立て又は職権に基づいて訴訟手続のいかなる段階においても、正義のために当事者を追加し又は脱退させることができることを規定している。また、同条第3文は、裁判所は、当事者の1人に対する請求を分離することができることを規定する。当該当事者併合が適切なものである場合であっても、裁判所は、同条第2文又は第3文の規定に基づき当事者を脱退させ、あるいは1人に対する請求を分離させることができる。すなわち、同条第2文及び第3文は、過度に複雑な訴訟を回避し、他方で自由な請求の併合や当事者の併合を促進すべく、裁判所に対して広範な裁量を与えた規定であるといえる。

2 連邦倒産法の下での事件への適用

連邦倒産手続規則第7021条は、対審手続を対象とする旨を規定する。なお、同規則第1018条は、争いのある債権者による手続開始の申立て等に係る手続には同規則第7021条が適用されることを特に規定していない。争いある債権者申立てに係る手続についても裁判所の指示にも裁判所の指示により適用があるとされている（同規則第1018条第2文参照）⁽⁴⁷⁾。

は、米国連邦民事手続規則第19条(c)参照。

(47) 10 COLLIER ON BANKRUPTCY, *supra* note 3, ¶ 7021.01.